

中 野 市

国土強靱化地域計画

令和3年3月

中 野 市

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の性格	3
3.	計画の目的	4
4.	計画の期間	4
5.	検討の流れ	5
6.	対応方策の重点化	6
7.	評価・見直し	6
第2章	地域特性を踏まえた総合目標	7
1.	想定するリスク（中野市地域防災計画等より）	7
2.	強靱化の目標	13
第3章	強靱化に向けた取組	16
1.	いのちを守る ～ 人命の保護が最大限図られること	17
2.	円滑・迅速な支援 ～ 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	25
3.	指令・情報システムの確保 ～ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	29
4.	動線・流れの確保 ～ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	32
5.	復旧・継続の支援 ～ 流通・経済活動を停滞させないこと	35
関連資料		40
1.	アクションプラン（施策・事業の概要・目標）	40
2.	策定体制等	51
3.	（参考）第2期中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	52
4.	「起きてはならない最悪の事態」の設定	54

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。

同法の第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、それ以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

本計画は、この規定に基づき、自然災害等の地域に関わるさまざまな脅威に対し柔軟に対応できるようにし、より強靱な中野市をつくり上げるために策定するものです。

これまでににおいても、さまざまな災害対策を図ってきましたが、全国各地において毎年のように大規模災害が発生する昨今、生命や都市機能などを守る力をさらに高め、さまざまな事態を念頭に置いた上で平時からの備えを行うことにより、本市が強くしなやかに進んでいくことをめざします。

<コラム> 「国土を強靱化」する計画とは

強靱（化）

「強くてしなやか（にする）」ということ。（反対語：脆弱（化））

国土強靱化地域計画

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（いわゆる「国土強靱化基本法」）に基づく「国土強靱化地域計画」のこと。巨大地震や集中豪雨等の大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的にするために、地方自治体において策定することができるようになりました。

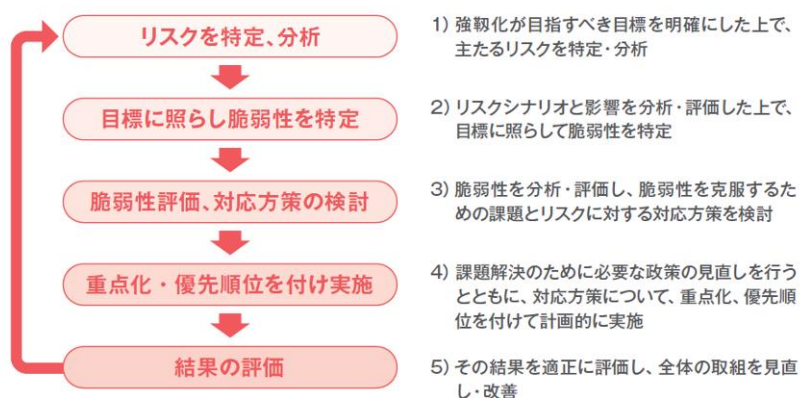
「強靱化」をどのように進めるか？（計画の流れ）

めざす目標を設定しつつ、地域が抱えるリスクやその影響を特定・分析・評価した上で、「脆弱性」を明らかにします。

脆弱性を克服し、諸課題の解決に向け、必要となる政策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化、優先順位等を設定しつつ、計画的に実施していきます。

その後の取組状況を適切に評価し、新たな地域の状況を反映するなど、PDCA（循環）サイクルを踏まえ、常に改善、より良い地域づくりに向けた方針としていきます。

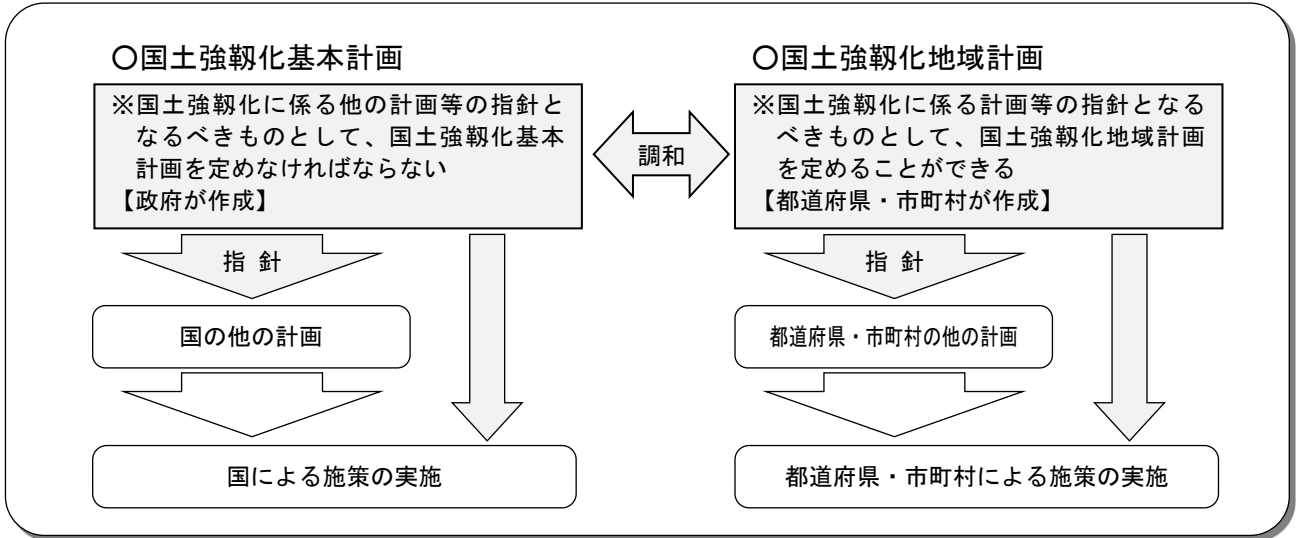
◇国土強靱化の進め方



2. 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国の国土強靱化基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市における様々な分野の指針となる計画です。

◇ 国土強靱化における計画の体系



◇ 上位・関連計画の概要

<市全体の指針となるもの>

- 第2次 中野市総合計画（基本構想・基本計画）
（平成28（2016）年度～令和7（2025）年度
[基本構想10か年、基本計画は前・後期]
- 第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略
（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度 [5か年]

<防災に関わるもの>

- 中野市地域防災計画 [逐次見直し]
- 中野市震災時業務継続計画（BCP） [逐次見直し]
- その他（耐震化や改修促進計画 など）

<その他>

- 行政各部門別の諸計画（都市計画、産業、保健福祉 など）

3. 計画の目的

全国各地において大規模災害が見られる昨今、市民の生命・財産・生活をより高いレベルで守るため、過去の災害から得られた教訓等を踏まえた「最悪の事態」を設定し、これらが仮に発生した場合の、地域の現状と課題を分析します。

そして、強くしなやかな中野市づくりに向けた施策を効果的に実施していくことにより、「最悪の事態」とならないような日常の環境づくりを目指します。

さらに、行政のみならず、市民や地域コミュニティ、企業などの民間部門とも連携し、さまざまな対策や事前想定に基づく準備を進めることが、強靱な地域づくりを実現するためには必要です。

そのため、本計画では、市民、行政、関係機関等、地域が一体となった強靱化に向けた取組の推進、さらには市民の生命、財産、暮らしを守っていくことを目的とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし、時代情勢や災害等をめぐる環境要因等により、柔軟に見直しを行うものとします。

◇ 計画の期間

年度	平成28	平成29	平成30	(平成31) 令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第2次 中野市総合計画 (基本構想・基本計画)	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
第2期 中野市まち・ひと ・しごと創生総合戦略					□	□	□	□	□	
本 計 画						■	■	■	■	■

5. 検討の流れ

長野県では、第2期長野県強靱化計画（平成30年3月）において、想定される大規模自然災害や国土強靱化基本計画を参考に、32項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、各項目における現状・課題の点検、施策と指標の設定などが行われています。

本計画においても、法制度上の位置づけ等を踏まえ、国及び長野県の検討手法を参考にしながら、次の各段階を通じ検討・策定しています。

◇ 検討の流れ

○その1

長野県強靱化計画の基本目標や起きてはならない最悪の事態を参考に、本市における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、「想定される発災事例」について、「起きてはならない最悪の事態」ごとに設定しました。

○その2

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「対応方策の現状と課題、推進方針」を整理・検討（脆弱性評価等）しました。

○その3

その2までに実施した内容について、対応方策の重点化を行い、計画書としています。

なお、策定にあたっては、国土強靱化地域計画庁内連絡会議を開催し、庁内における情報共有や意見集約を図っています。

6. 対応方策の重点化

目まぐるしく変化する社会情勢、厳しい財政動向など、本市を取り巻く諸条件の中で、限られた地域社会資源を活用し、効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位の高いものから、重点的に推進していく必要があります。長野県は、国が設定した45項目の「起きてはならない最悪の事態」について、地理的状况等を加味して32項目までに整理しています。本市においては、これらを参考としつつ、項目を設定し、それぞれの対応方策をまとめています。

なお、対応方策の重点化については、「第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する対応方策を参考としています。

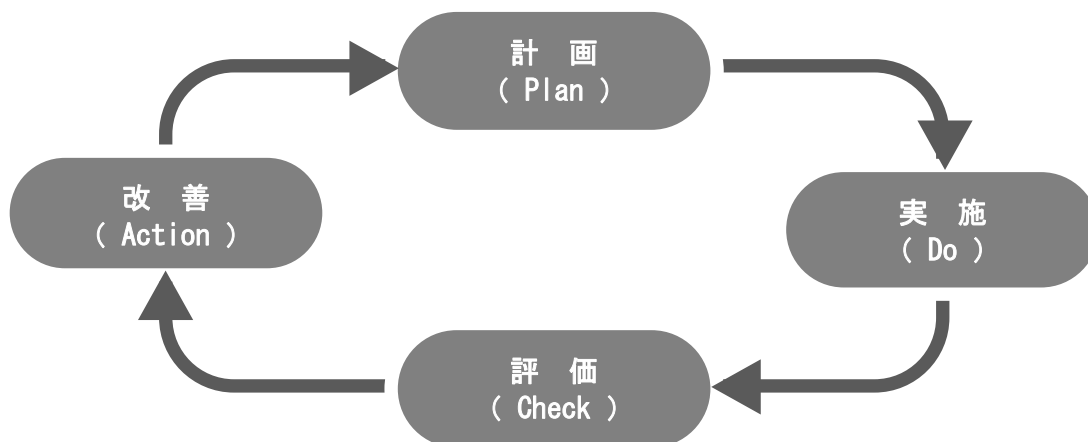
7. 評価・見直し

本計画は、社会情勢等の変化や、強靱化に関する施策等の推進状況等を考慮しながら、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、必要に応じ柔軟に計画内容の見直しを行います。

また、施策の取組やKPI（Key Performance Indicator：数値目標）の達成等、本計画の推進により本市の強靱化を目指しつつ、本計画に記載されていない、本市の強靱化に資する新たな取組や数値目標の改定等、随時、本計画に取り込みながら、積極的に実施します。

なお、本計画における目標設定等に際しては、先行する個別計画等から目標値を引用しているため、本計画の計画最終年度と目標年度が異なるものもあります。

◇ PDCAサイクル



第2章 地域特性を踏まえた総合目標

1. 想定するリスク（中野市地域防災計画等より）

①これまでの災害から

本市における既往災害の種類は、地震や気象に関するものが主となっています。

また、もたらされる被害については、人的被害のほか、地震や風雨による地盤への影響、建物の倒壊、河川氾濫による水害、山間地勢による凍霜・ひょう害、といったものが考えられます。

<地震>

過去、県内では浅い活断層の運動による地震が比較的多く発生してきました。そのうち、本市に最も大きな被害をもたらしたのが、善光寺地震です。弘化4年3月24日（西暦1847年5月8日）に発生し、県北部の各地に家屋の倒壊、焼失と、千曲川の洪水による家屋の流失を引き起こし、8,300人以上の死者と多数の負傷者を発生させました。

市域の被害としては、軟弱な地盤により地震動の揺れが増幅された延徳沖低地の小沼・新保・江部、中野扇状地の扇端部である七瀬・片塩等で、地割れや液状化現象が発生したほか、各所で山腹崩壊、地すべりが起きました。特に長丘丘陵では大規模な崩壊が起き、壁田・大俣・厚貝などの地区はとりわけ大きな被害を受けました。また、地震によって県北部地域で発生した多数の山腹崩壊等により、千曲川上流の犀川がせき止められ、大量の水を貯えた後に決壊したため、川中島平を經由して市域南部の延徳沖低地に大洪水が押し寄せ、現在の小沼・大熊地区を中心に家屋の流失、全壊等の甚大な被害が生じました。

本市の地震災害では、地震動による地盤災害や斜面崩壊等のほかに、善光寺地震で発生した二次災害ともいえるべき河川の氾濫に対しても警戒が必要です。

<風水害>

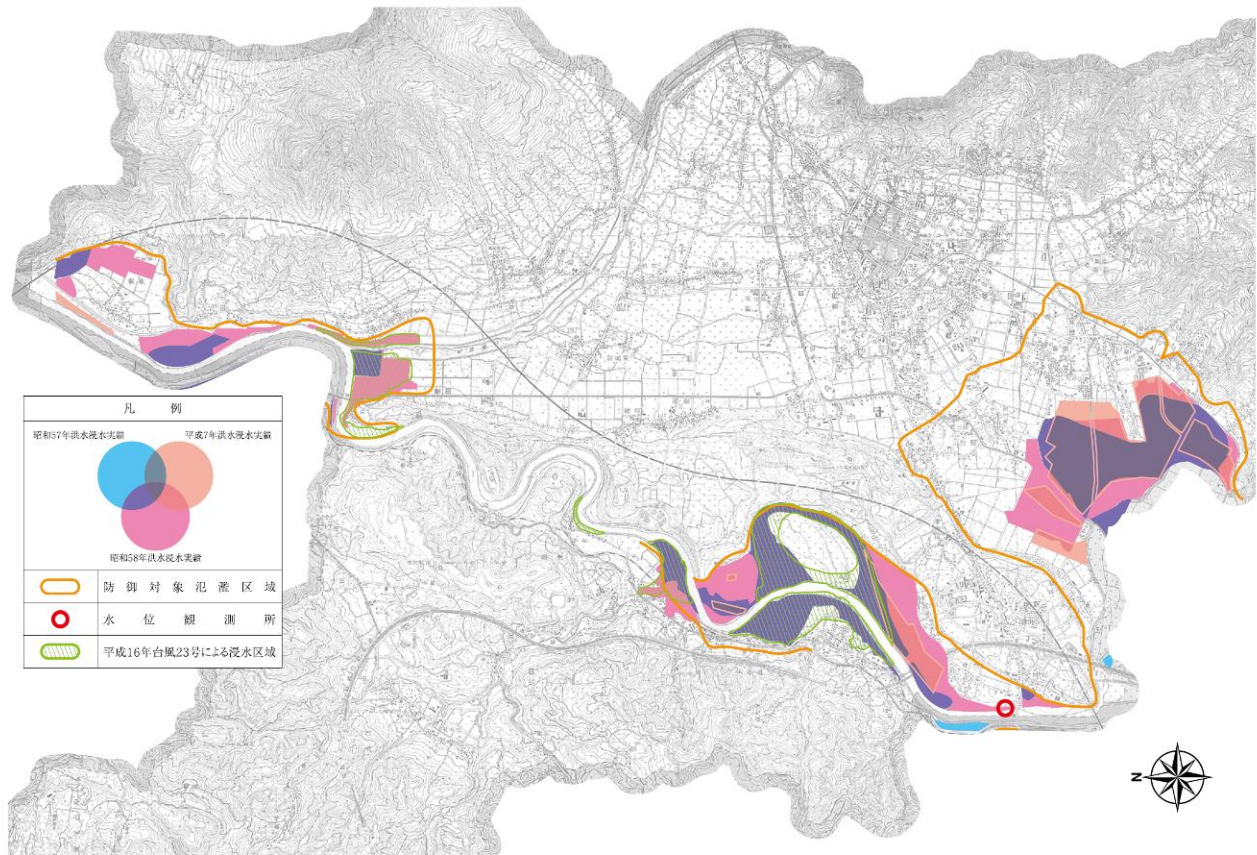
本市南部の延徳沖低地は、千曲川と篠井川による沖積地帯で、過去に氾濫を繰り返してきた水害地です。そのため防災対策として千曲川・篠井川の築堤、篠井川樋門の建設、大排水施設の建設等の治水事業が施行されています。そのため、水害の危険性は以前より減ってきているものの、近年においても平成7年・16年・18年に三ツ和・新保等の地区で大規模な浸水が発生している状況です。

国土交通省では、平成28年6月1日、水防法に基づき、千曲川流域の浸水想定区域を指定しました。市域においては、篠井川・草間川・真引川の流域から千曲川への合流地点までの地区（草間・安源寺・片塩・西江部・東江部・西条・新保・篠井・北大熊・大熊・桜沢・小沼）とその下流部（大俣・栗林・牛出・立ヶ花・上今

井・豊津)、及び夜間瀬川の千曲川への合流地点付近(柳沢・古牧)とその下流部(岩井・岩井東・田上)が該当地域とされています。

該当地域については、浸水のおそれのない安全な避難場所を地区ごとに指定するなどの対策を講じていますが、指定地域が広範囲にわたっていることから、住民の安全確保のためには、迅速な情報伝達と避難誘導措置が不可欠です。

(参考：直轄沿川浸水実績図(中野市地域防災計画))



[中野防2]

<土砂災害>

豪雨や大雨に際しては、水害以外にも急傾斜地の崩壊、山腹斜面の崩壊、土石流の発生等があり、大量の水とともに土砂の崩壊・流出が災害の原因となります。大地震に際しても土砂災害が発生する危険性がありますが、豪雨に伴う土砂災害の場合には、土砂と水とが合体して災害を引き起こすという特性があります。とりわけ高社山麓沿いの岩井・柳沢・田上・赤岩・越・深沢、長丘丘陵の壁田・七瀬・草間・栗林・大俣、東部山地沿いの東山・更科・新野・間山・大熊・桜沢及び西部山地沿いの豊田地域では、急傾斜地崩壊、山腹崩壊、土石流などの素因が複合することにより、人家、道路、公共施設、田畑等で大きな被害が発生する危険性があります。

<その他の災害>

過去の災害史を振り返ると、異常気象としては豪雨や大雨以外に、風害、ひょう害、凍霜害などがあり、その時々気圧配置、風向・風速、放射冷却などによって災害となり得ます。さらに内陸性の気候特性から、日中は地面が暖まりやすく、夜間は冷え込みが厳しいという地形の性状によっても、これらの気象現象は増幅されるものです。

風害は家屋の破損や農作物の倒伏、果樹の落果という事態を招き、ひょう害は農作物を直接傷つけ、凍霜害は農作物の生育を即座に停止させてしまいます。

これらの災害は、農産物への影響が大であり、農業従事者の被害は深刻なものとなります。これらの異常気象による大規模な災害は数年間に一度は起きていますが、今後も発生する危険性は存在することとなります。

②近年の災害 ～ 令和元年東日本台風災害（令和元年台風第19号災害）

関東、甲信、東北など東日本の広い範囲において記録的な大雨となり、甚大な被害をもたらした「令和元年東日本台風」災害の状況については、次のとおりです。

<概要（警報及び気象情報等）>

暴風警報	R元.10.12	7:40	～	R元.10.13	0:57	(17時間17分)
大雨警報	R元.10.12	10:56	～	R元.10.13	16:46	(29時間50分)
洪水警報	R元.10.12	12:18	～	R元.10.18	1:19	(145時間01分)
大雨特別警報	R元.10.12	18:10	～	R元.10.13	0:57	(6時間47分)
土砂災害警戒情報	R元.10.12	18:30	～	R元.10.13	7:50	(13時間20分)
雨量（中野建設）	最大時間雨量	17.0mm/h	(R元.10.12	13時、14時台)		
	累加雨量	186.0mm	(R元.10.11	19時～R元.10.13	8時)	
（豊津）	最大時間雨量	13.0mm/h	(R元.10.12	14時、22時台)		
	累加雨量	155.0mm	(R元.10.11	20時～R元.10.13	9時)	
（飯山建設）	最大時間雨量	15.0mm/h	(R元.10.12	18時台)		
	累加雨量	170.0mm	(R元.10.11	21時～R元.10.13	11時)	
（熊ノ湯）	最大時間雨量	37.0mm/h	(R元.10.12	18時台)		
	累加雨量	421.0mm	(R元.10.11	16時～R元.10.13	12時)	
（志賀）	最大時間雨量	33.0mm/h	(R元.10.12	18時台)		
	累加雨量	381.0mm	(R元.10.11	17時～R元.10.13	17時)	
最大瞬間風速（岳南広域消防本部）		19.2m/s	(R元.10.13	0:10)		
千曲川立ヶ花観測所最高水位		12.46m	(R元.10.13	3:20、3:30、3:40)		
※ 参考 既往最高水位		11.13m	(S58.9.29	台風第10号)		
夜間瀬川星川観測所最高水位		1.41m	(R元.10.12	18:30)		

<避難情報発令状況>

地 区	警戒レベル3	警戒レベル4		警戒レベル5	解 除	対象世帯 対象人数
	避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)	災害発生 情報		
中 野	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	土砂災害 R元. 10. 12 21:30	—	—	R元. 10. 13 10:00	591 1,515
日 野	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	—	土砂災害 R元. 10. 12 20:00	—	R元. 10. 13 22:30	851 2,206
延 徳	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 21:30	水害 土砂災害 R元. 10. 12 23:50	千曲川越水 R元. 10. 13 2:10	R元. 10. 13 22:30	1,436 3,480
平 野	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 21:30	水害 土砂災害 R元. 10. 12 23:50	千曲川越水 R元. 10. 13 2:10	R元. 10. 13 22:30	3,058 7,998
高 丘	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 20:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 21:30	千曲川越水 R元. 10. 13 2:10	R元. 10. 13 22:30	1,309 3,585
長 丘	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	水害 R元. 10. 12 20:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 21:30	千曲川越水 R元. 10. 13 2:10	R元. 10. 13 22:30	471 1,347
平 岡	—	水害 R元. 10. 12 20:00	—	—	R元. 10. 13 0:00	1,600 4,416
科 野	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	土砂災害 R元. 10. 12 21:30	—	—	R元. 10. 13 10:00	559 1,602
倭	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 20:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 21:30	千曲川越水 R元. 10. 13 2:10	R元. 10. 13 22:30	517 1,344
豊 井	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 20:00	水害 土砂災害 R元. 10. 12 21:30	千曲川越水 R元. 10. 13 2:10	R元. 10. 13 22:30	874 2,452
永 田	土砂災害 R元. 10. 12 15:00	土砂災害 R元. 10. 12 21:30	—	—	R元. 10. 13 10:00	505 1,325
11地区 対象世帯	6,128	10,485	8,516	7,230	11,771	11,771
11地区 対象人数	16,227	27,828	22,412	18,970	31,270	31,270

<人的・物的被害状況>

	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	備考
台風の直接的な影響により被害が生じたもの	0	0	0	0	0	
台風に起因するものと考えられる影響により被害が生じたもの（確定）	0	0	1	0	1	片付け作業時に転倒

③今後の危険性

長野県では、平成26年の長野県神城断層地震のような県内の活断層による地震に備えるとともに、平成23年の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備えるため、県及び各市町村の防災対策の新たな基礎資料となる実践的な被害想定を策定し、平成27年3月に『第3次長野県地震被害想定調査報告書』を公表しました。

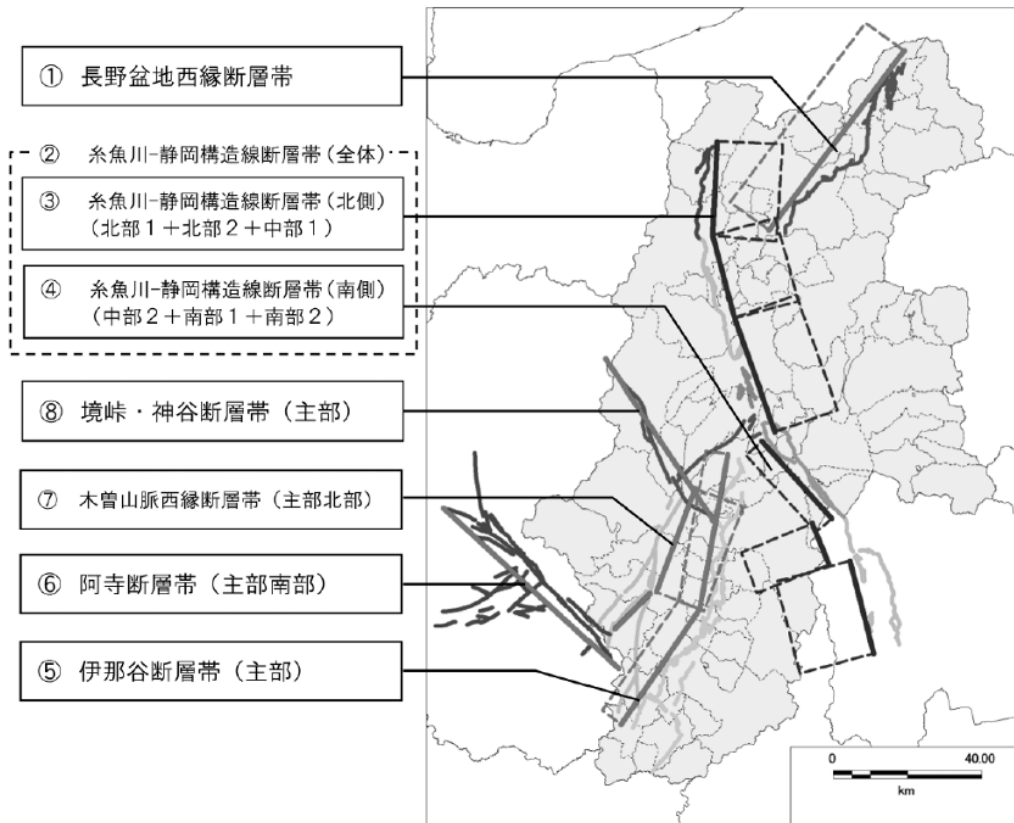
この調査による被害想定結果は、本市における今後の地震防災対策の基礎資料として、また住民一人ひとりの防災意識の高揚と防災対策の推進に当たって有用な資料となるものです。

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』における想定地震及びその諸元は、次のとおりとなっています。

(参考：想定地震の諸元（中野市地域防災計画）)

想定地震	震源諸元	マグニチュード	市における最大震度	長さ(km)	位置等
長野盆地西縁断層帯		7.8	7	58	飯山市～長野市
糸魚川―静岡構造線	全体	8.5	6弱	150	小谷村～富士見町
	北側	8.0	5強	84	小谷村～松本市
	南側	7.9	4	66	安曇野市～富士見町
伊那谷断層帯		8.0	5弱	79	辰野町～平谷村
阿寺断層系（南部）		7.8	4	79	岐阜県中津川市（旧山口村）～岐阜県下呂市
木曾山脈西縁断層帯（北部）		7.5	4	40	木曾町～南木曾町
境峠・神谷断層帯		7.6	5弱	47	松本市～伊那市
想定東海地震		8.0	5弱		
南海トラフ		9.0	5弱		

(参考：県内における断層帯の分布状況（中野市地域防災計画）)



県内に分布する断層帯のなかで、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「長野盆地西縁断層帯」であり、これによりもたらされる地震について、市内では最大震度7の非常に強い揺れが予測されているほか、市全域で5強以上と予想されています。

(科学的な知見に基づく、一定条件下での設定であり、想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。)

2. 強靱化の目標

本市の最上位計画である「第2次 中野市総合計画」では、基本構想における将来都市像として、『緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち』を掲げ、まちづくりを進めています。

また、総合計画を踏まえ戦略的な取組を位置づける「第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「住みよさで選ばれるまちへ」として、地方創生の方針に基づく施策を推進しています。

今回、こうした上位・関連計画と連携しながら、「強靱化」というテーマに基づく本計画を策定することにより、多様なまちづくりが本市をより強く、しなやかなものとし、自然災害をはじめとするさまざまな危機への対応力を向上・充実させていくことをめざします。

また、強靱化につながるさまざまな取組を通じ、本市のめざすべき方向を次のように掲げます。

◇ 強靱化の総合的な目標

しなやか中野・たくましいふるさとへ ～ 命や暮らしを守るまちづくり

◇ 事前に備えるべき目標

- 1 **いのちを守る**
～ 人命の保護が最大限図られること
- 2 **円滑・迅速な支援**
～ 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 **指令・情報システムの確保**
～ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 **動線・流れの確保**
～ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 **復旧・継続の支援**
～ 流通・経済活動等を停滞させないこと

◇ 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
<p>1 いのちを守る ～ 人命の保護が最大限図られること</p>	<p>生命の保護に関わる、起きてはならないこととして、次のような事態が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1-1 公共施設の損壊・機能停止 1-2 道路の損壊・交通ネットワークの寸断 1-3 市街地の損壊・機能停止 1-4 住宅等の損壊 1-5 河川の増水・堤防決壊・浸水 1-6 土砂崩れ・交通網寸断 1-7 避難遅延や社会的混乱 1-8 防災への無関心・災害時の混乱 1-9 状況確認や避難行動等の遅れ 1-10 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ
<p>2 円滑・迅速な支援 ～ 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</p>	<p>スムーズで素早い支援を開始・遂行するにあたって、妨げとなること、起きてはならないこととして、次のような事態が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2-1 被災箇所へのアクセス不能 2-2 行動・活動の遅れ 2-3 行動の遅れ・孤立 2-4 状況把握の遅れ 2-5 医療継続困難 2-6 衛生環境の悪化 2-7 救助・救急活動等の不足
<p>3 指令・情報システムの確保 ～ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</p>	<p>周知・連絡などの対応に関わる、起きてはならないこととして、次のような事態が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-1 支援活動の遅れ 3-2 業務継続困難・復旧の遅れ 3-3 災害対策全般の遅れ 3-4 即時一斉広報の滞り 3-5 多様かつ双方向の情報提供量低下 3-6 廃棄物増大・衛生環境悪化

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
<p>4 動線・流れの確保 ～ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること</p>	<p>人やモノの移動・流れに関わる、起きてはならないこととして、次のような事態が考えられます。</p> <p>4-1 上水道供給や下水道処理の停止・停電 4-2 避難生活等の不安定化 4-3 コミュニティの孤立・移動困難 4-4 エネルギー関連施設の機能停止</p>
<p>5 復旧・継続の支援 ～ 流通・経済活動等を停滞させないこと</p>	<p>さまざまな復旧活動や、生活・事業などの継続に関わる、起きてはならないこととして、次のような事態が考えられます。</p> <p>5-1 危険箇所の発生・情報提供の遅れ 5-2 農地森林等の崩壊 5-3 危険物の流出・火災等 5-4 デマや風評被害の発生 5-5 避難生活環境の悪化 5-6 要配慮者の避難所等における生活環境の悪化 5-7 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 5-8 農地・森林等の荒廃 5-9 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態 5-10 投票所等・避難所双方の運営の混乱 5-11 その他</p>

第3章 強靱化に向けた取組

本章では、「起きてはならない最悪の事態」の発生を可能な限り防止・抑制するため、関連する施策を点検し、強み、弱み等について分析・評価を行います。

また、行政分野に関わらず、横断的な視点により、さまざまな事態に対処していくことをめざし、施策の点検や位置づけを行っています。

1. いのちを守る ～ 人命の保護が最大限図られること

災害等の危機に対しては、何よりもまず、人命を保護することが大切です。

建築物の耐震化や治水対策、土砂災害対策など、本市の実情を踏まえた日常からの災害に強い地域環境づくり、また、市民一人ひとりの防災意識や自助・共助といった行動が、いのちを守るための基本的な方向性となります。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

<テーマ>	<目的・ねらい>
いのちを守る	人命の保護が 最大限図られること

<リスク想定> (起きてはならない最悪の事態)	<取り組むべき事項>
1-1 公共施設の損壊・機能停止	市有施設の耐震化等
1-2 道路の損壊・交通ネットワークの寸断	道路等交通ネットワーク環境の整備
1-3 市街地の損壊・機能停止	市街地環境の充実
1-4 住宅等の損壊	住宅や民間建築物の耐震化等 公営住宅の長寿命化等
1-5 河川の増水・堤防決壊・浸水	治水対策の推進
1-6 土砂崩れ・交通網寸断	土砂災害対策の推進
1-7 避難遅延や社会的混乱	防災意識の高揚 市民やコミュニティにおける防災力の強化
1-8 防災への無関心・災害時の混乱	防災学習の推進
1-9 状況確認や避難行動等の遅れ	情報通信機能の安定確保
1-10 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ	避難行動等に関する意識啓発 情報の共有・連携・活用 各種計画の策定・活用 要配慮者等へのきめ細かな対応

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
1-1 公共施設の損壊・機能停止	市有施設の耐震化等	<ul style="list-style-type: none"> ・市では、令和3年3月に「中野市耐震改修促進計画」の改定を実施し、計画期間を平成20年度から令和7年度までとして、耐震化率の目標、対象となる建築物、一部の支援制度の見直しなどを行っています。 ・「中野市耐震改修促進計画」と連携しながら、公共施設の長寿命化計画なども策定しています ・学校教育に関わる施設については、平成29年度までに市内全ての耐震化の工事が完了しています。 ・保育施設に関する施設については、「中野市保育所整備計画」に基づき、老朽化する保育所の整備を進めています。 ・地震発生時、大規模火災による被害の軽減を図るため、組合消防と連携して消防水利の確保に向けた取組を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」等の推進により、耐震化・長寿命化を図り、被害の抑制・低減や円滑な復旧が可能となる環境づくりに取り組めます。 ・各分野別の施設整備・管理等に関する計画の推進や適切な見直しを通じ、耐震化の着実な推進を図ります。 ・耐震化のほか、老朽化した施設の更新等、公共施設等総合管理計画を踏まえた整備・充実に取り組めます。 ・避難先となる公共施設の安全確保について、「中野市公共施設保全ガイドライン」等の運用に基づき、定期的な点検、診断を実施、計画的な維持補修によって長寿命化を推進します。 ・震災時、消火栓が使用不能となる恐れがあるため、計画的に防火貯水槽の耐震化を推進します。 	都市計画課 所管施設を有する各課
1-2 道路の損壊・交通ネットワークの寸断	道路等交通ネットワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の災害により、道路・橋梁が損壊したり、人的な被害が発生するなどの危険性を低減させる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や橋梁の維持補修、計画的な整備等を通じ、災害時にも安全かつ迅速に利用できる道路等交通ネットワークの整備を推進します。 	道路河川課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院（北信総合病院）周辺の主要道路の整備を図り、無電柱化等を推進します。 	
1-3 市街地の損壊 ・機能停止	市街地環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市都市計画マスタープラン」や「中野市地域防災計画」等を踏まえつつ、安全で安定した都市・市街地環境づくりを今後さらに進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用や道路、公園等施設の基本方針により、市街地基盤の安全性や快適性の確保を図ります。 	都市計画課
1-4 住宅等の損壊	住宅や民間建築物の耐震化等	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」を踏まえ、「中野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅等の民間建築物についても耐震化を促進しています。 ・近年適切に管理されていない空家が増加しており、災害発生時などに倒壊し、近隣住民等に危害が及ぶ恐れがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や民間建築物の耐震化を促進し、より安全な居住・地域環境づくりを推進します。 ・市では、平成30年4月に「中野市空家等対策計画」を策定し、計画年度を令和3年度末とし、空き家の解消による住民の住環境向上のため空家所有者等に対し適正な管理を行うよう指導しています。 	都市計画課
	公営住宅の長寿命化等	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の予防保全的な修繕や耐久性を向上に資する改善を行う必要があります。 ・なかでも、設置から50年以上経過し、耐用年数を経過した住棟について、建替等による更新が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理を推進します。 ・耐用年数を経過している住棟については、建替等により順次更新を行います。 	都市計画課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
1-5 河川の増水・堤防決壊・浸水	治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 千曲川をはじめとする、河川等の治水対策の充実に努めています。 台風や線状降水帯によるゲリラ豪雨など、一時的な雨量増加、河川水位の上昇が大規模災害につながる懸念されており、今後も計画的な治水対策を進めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 千曲川等の河川の安全性確保を関係機関と連携し、推進します。 内水氾濫防止等を目的とし、市街地において適切な雨水排水等に取り組み、流域治水対策を推進します。 	道路河川課
1-6 土砂崩れ・交通網寸断	土砂災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 砂防、地すべり、急傾斜地対策など、平地から中山間地まで、起伏に富んだ地形条件を持つ本市の実情に合った、土砂災害対策の充実・強化を図る必要があります。 国や県と連携しつつ、危険箇所の解消やネットワークの維持などの観点から、当該対策を計画的に行っていくことが求められます。 森林・農地等が持つ保水、地盤の涵養といった多様な機能を踏まえ、関連計画等に基づく適切な維持・管理を行う必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害や地すべり等が発生するおそれがある危険箇所の適切な把握に努めるとともに、その解消、安全性確保を県等と連携しながら推進します。 農業や森林に関する土地利用等の計画を推進し、農地や森林の持つ多面的な機能を適切に発揮できるよう促進します。 農業用ため池のハザードマップの適切な周知、確認を促進します。 大規模盛土造成地等の安全性の確認・把握に努めます。 	農政課 道路河川課 都市計画課
1-7 避難遅延や社会的混乱	防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 市では、「中野市くらしと防災ガイドブック」を令和2年4月にリニューアルし、市内全戸に配布しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な防災情報として、くらしと防災ガイドブック（ハザードマップ）の適時更新、広報紙や出前講座等での周知、確認を促 	危機管理課 福祉課 高齢者支援課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<ul style="list-style-type: none"> ・「防災ガイド」や「防災マップ（ハザードマップ）」といった、防災に関わる意識や事前準備等に向けた資料類も作成・公表しており、適切に活用されるよう、今後も周知・啓発に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・進していきます。 ・風水害から身を守るための「マイ・タイムライン」の周知、市民自らによる作成を促進します。 	
	市民やコミュニティにおける防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「自助」「共助」「公助」といったさまざまな助け合い・支援の形のなかで、まず求められる個人ベースでの「自助」や、近隣コミュニティにおける支え合いである「共助」がスムーズに行われるよう、情報提供や意識啓発に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の防災力や、近隣のつながりなど、日常生活のなかで、防災への関心・意識を高めるよう、出前講座等による情報提供等に取り組んでいきます。 ・自主防災組織の設立、活動を促進します。 	危機管理課
1-8 防災への無関心・災害時の混乱	防災学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災学習等、学びの機会においても、ソフト面における防災力や強靱性強化につながる取組を推進していく必要があります。 ・学校教育のほか、生涯学習の観点から市民全般においても、日頃の備え、避難行動、支え合いといったさまざまな観点から、学ぶことのできる学習プログラムの充実が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や生涯学習など、多様な学びの機会を通じ、防災に関心を持ち、正しい知識や理解を得られるよう、防災学習の充実を図ります。 ・学校教育や市職員が講師として赴く「中野まなびい塾 もしものときに備えて」の各地域での開催や、各種団体への働きかけなどにより、多様な学びの機会を通じ、防災に関心を持ち、正しい知識や理解を得られるよう、防 	危機管理課 学校教育課 生涯学習課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
			<p>災学習の充実を図ります。</p>	
1-9 状況確認や避難行動等の遅れ	情報通信機能の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・中野市すぐメールの配信、SNSや市公式ホームページによる情報発信等により、多様な情報提供を行っています。 ・一方で、高齢者や子ども、外国人など、弱い立場に置かれがちな方々への配慮も必要です。 ・防災行政無線の活用、適切な情報提供についても、通信連絡に関わる重要な手段として、今後も取り組んでいく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中野市すぐメール、SNS、市公式ホームページ等、即時性の高い電子媒体の活用充実により、円滑な情報提供を推進します。 ・防災行政無線の適切な維持管理により、聞き取りやすさの向上、多様な連絡・情報提供ツールの確保を図ります。 ・市内の通信ネットワークの高度利用を進め、既存の河川監視カメラだけでなく、IoT等の新技術を活用するなど、情報確認手段の多様化を図ります。 	<p>庶務課</p> <p>危機管理課</p> <p>政策情報課</p> <p>福祉課</p>
1-10 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ	避難行動等に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・早め早めの避難を促していくとともに、市民が避難情報等に応じた取るべき防災行動に直結するようにしていくことが必要です。 ・市民が「自らの命は自らが守る」という意識を醸成していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が防災情報や避難情報等を理解し易くなるよう広報紙や出前講座等で丁寧な説明をしていきます。 ・風水害から身を守るための「マイ・タイムライン」の周知、市民自らによる作成を促進します。 	危機管理課
	情報の共有・連携・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等に住民自身が慌てずに適切な避難行動がとれるよう近隣（地区内）の危険箇所や避難所等を住民間で予め共有し、各自の備えにつながる「地区防 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地区防災マップ」、「災害時支え合いマップ」の必要性について、広く市民の理解を促進し、マップ作成推進の支援を行います。 	<p>危機管理課</p> <p>福祉課</p> <p>高齢者支援課</p>

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<p>「災マップ」づくりを加速していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における自助・共助を支援するツールとなる「災害時支え合いマップ」については、計画されているものの作成や活用について未実施となっており、今後は要支援者名簿と照らし合わせて体制を整える必要があります。 ・避難支援計画（個別計画）についても作成する必要があります。 		
	<p>各種計画の策定・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられています。 ・要配慮者利用施設について、避難確保計画を作成済みとなっています。また、避難訓練の実施状況の把握に努めています。 ・社会就労センターについては、洪水時の避難確保計画（中野社会就労センター、豊田社会就労センター豊井分場）及び土砂災害時の避難確保計画（豊田社会就労センター）に基づき、各施設の職員及び利用者の洪水時及び 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校、保健福祉などの分野、施設の状況に応じた避難確保計画の運用や適切な見直し等を通じ、より効果的な避難活動が可能となるよう、取り組んでいきます。 	<p>危機管理課 健康づくり課 福祉課 社会就労センター 高齢者支援課 子育て課 保育課 学校教育課</p>

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<p>土砂災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て関連施設については、土砂災害警戒区域、浸水想定区域の状況を踏まえ、それぞれの施設毎の避難確保計画を策定し、避難訓練等を実施しています。 ・保育施設については、「中野市保育所保全計画」を策定し、避難訓練等を実施しています。 ・市内各小中学校において作成済みの避難確保計画に基づき、有事の際は対応することとなっています。今後は、避難確保計画の再確認や教員への周知、また必要に応じた計画の見直しを行います。 		
	<p>要配慮者等へのきめ細かな対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度において聴覚障がい者等の情報弱者に対し確実に防災情報を伝達するため、文字情報表示機能付き戸別受信機を 24 台設置しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者をはじめとする災害時等に弱い立場に置かれがちな市民への配慮・支援対策について、今後も推進します。 	<p>福祉課</p>

2. 円滑・迅速な支援 ～ 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

被災時には、さまざまな混乱状態に陥ることも予想されます。そうならないための準備をしておきながらも、まず、負傷者等を迅速かつスムーズに救助するなど、安全確保の取組が優先されることとなります。

河川や山間部など、豊かな環境を抱える本市においては、人やモノ、情報などが緊急時であっても円滑に行き交い、活動できるような環境・条件づくりが求められます。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

<テーマ>	<目的・ねらい>
円滑・迅速な支援	負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

<リスク想定> (起きてはならない最悪の事態)	<取り組むべき事項>
2-1 被災箇所へのアクセス不能	危険箇所等の点検・対応
2-2 行動・活動の遅れ	避難・救助・救援等の対策
2-3 行動の遅れ・孤立	地域に根ざした防災体制づくり
2-4 状況把握の遅れ	市民との円滑な情報伝達
2-5 医療継続困難	医療救護に関する支援体制づくり
2-6 衛生環境の悪化	保健衛生、予防活動の実施
2-7 救助・救急活動等の不足	消防団等による救助・救急活動等の不足

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
2-1 被災箇所への アクセス不能	危険箇所等の 点検・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・落石等が発生するおそれのある危険箇所への対策、大雪による道路寸断、孤立集落発生の防止、また、災害時における緊急輸送路の確保等の観点から、「中野市地域防災計画」等を踏まえた適切な市内道路状況等の把握及び計画的な維持管理が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の活動が滞りなく行われるよう、沿道部等における危険箇所の把握・解消等を推進し、救助、救急活動ルート等の確保を図ります。 	道路河川課
2-2 行動・活動の 遅れ	避難・救助・ 救援等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市地域防災計画」に基づき、食料を持ち出しできない市民等を想定した必要量の確保、迅速な提供態勢の構築が必要です。 ・「中野市地域防災計画」に物資輸送拠点、拠点ヘリポート及びヘリポートを、「長野県広域受援計画」に救助活動拠点（北信濃ふるさとの森文化公園）、航空搬送拠点（中野市営野球場）をそれぞれ指定しています。 ・水道施設が被災した場合には、断水となる可能性があり、給水車等による対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難・救助・救援等、災害時に関わる諸活動を支援し、安全確保につながるような環境づくりについて、日頃からの充実に努めます。 ・「中野市地域防災計画」等に基づく、防災拠点や資機材、飲食料等の確保、適切な管理を推進します。 	危機管理課 文化スポーツ振興課 上下水道課
2-3 行動の遅れ・ 孤立	地域に根ざし た防災体制づ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・「自助」や「共助」が円滑に行われるよう、自主防災組織の育成・強化が必要です。防災学習・体験等の機会づくりや実践を通じ、地 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団や自主防災組織等、市民による地域に根ざした活動を促進するとともに、市防災体制との連携についても充実に図ります。 	危機管理課 消防課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<p>域における防災面での連携づくりに日頃から取り組んでいくことが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団や組合消防、警察などとの組織的な連携も重要です。「中野市地域防災計画」を踏まえつつ、地域防災力が効果的に運用されるよう、体制づくりに努める必要があります。 		
2-4 状況把握の遅れ	市民との円滑な情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な救助、救急活動の実施のため、支援ニーズや被害状況等の諸情報が円滑に、かつ双方向でやりとりできるような環境づくりが必要です。 ・ SNSや市公式ホームページなどを活用した、円滑で迅速な情報のやりとりができる環境の充実が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や支援ニーズなど、多様な情報が円滑にやりとりできるよう、SNSや市公式ホームページなどによる情報ネットワークの充実・活用を図ります。 	庶務課 危機管理課
2-5 医療継続困難	医療救護に関する支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設、医療用資機材、医薬品等の定期的な点検把握を実施し、被災状況によっては広域的な連携による供給要請などもできるような環境づくりが求められます。 ・ 人工透析患者や酸素療養者等への対応については、医療サービスの提供が滞ることのないようにする必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中野市地域防災計画」を踏まえ、医療施設等との連携を図ります。 ・ 高度医療の継続提供等、医療機関が持続的に活動を展開できるよう、支援に努めます。 	健康づくり課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
2-6 衛生環境の悪化	保健衛生、予防活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフラインの断絶やサプライチェーン（供給網）の寸断などにより、地域の衛生状態の悪化、感染症の発生等も想定され、衛生に配慮した生活・活動が求められます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後の生活活動における衛生環境の確保を図ります。 	健康づくり課 環境課
2-7 救助・救急活動等の不足	消防団等による救助・救急活動等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団（非常備消防）は通常災害において、救助隊1隊3班、救護班12班で活動しているが、大規模災害時には不足となる可能性があるため、一般団員にも救助活動、救護活動が出来るよう技術の習得が求められます。 ・ 常備消防は本市及び山ノ内町で岳南広域消防組合を組織し、消防に関する事務を共同で処理しており、消防力の適正な維持、整備を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全団員が消火活動のみならず、救助活動、救護活動も出来るよう、実災害を想定した各種訓練を実施し、技術・知識の習得を図ります。 	消防課

3. 指令・情報システムの確保 ～ 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

被災時の円滑な行動、混乱なく落ち着いて安全に行動するためには、適切な情報管理や発信が求められます。交通・通信網の確保をはじめ、信頼性の高い情報を発信するための拠点確保、市民が必要とする情報の適時提供といった配慮、準備が必要となります。こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

<テーマ>	<目的・ねらい>
指令・情報システムの確保	必要不可欠な行政機能、 情報通信機能は確保すること

<リスク想定> (起きてはならない最悪の事態)	<取り組むべき事項>
3-1 支援活動の遅れ	交通ネットワークの安全確保
3-2 業務継続困難・復旧の遅れ	行政機能、災害対策本部機能の確保
3-3 災害対策全般の遅れ	防災拠点施設の耐震化等
3-4 即時一斉広報の滞り	防災行政無線の適切な維持管理
3-5 多様かつ双方向の情報提供量低下	通信ネットワークの安全確保
3-6 廃棄物増大・衛生環境悪化	廃棄物処理の円滑な対応

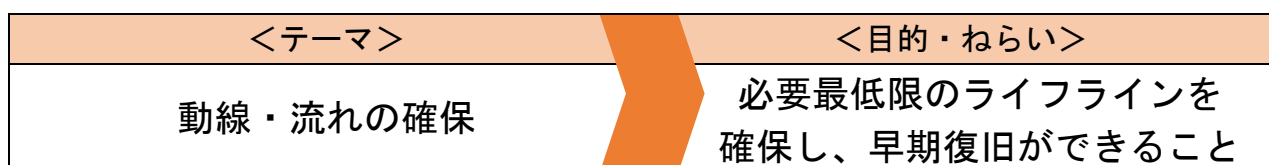
リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
3-1 支援活動の遅れ	交通ネットワークの安全確保	・ 停電により、信号機等の保安機器への電源供給が遮断された場合、地域の交通網が混乱し、人命救助・物資補給等に甚大な影響が出る可能性があります。	・ 信号機の機能停止を防止するため、信号機に電源付加装置の設置や発動発電機直結型接続ケーブルの整備を公安委員会に要請していきます。	市民課
3-2 業務継続困難・復旧の遅れ	行政機能、災害対策本部機能の確保	・ 市では、災害発生時等、人員や資機材に制約がある状況下においても、可能な限り業務を進めることができるよう備えておくため、「中野市業務継続計画（BCP）」を策定しています。同計画に沿った備えを通じ、災害対策本部としての行政機能の維持や、市民ニーズへの可能な限り円滑な対応に努める必要があります。	・ 「中野市業務継続計画（BCP）」の更新を適時行います。 ・ 被災時における災害対策本部機能等の迅速な立ち上げ、円滑な遂行ができるよう、「中野市業務継続計画（BCP）」を踏まえた体制の確保・充実を図ります。	危機管理課
3-3 災害対策全般の遅れ	防災拠点施設の耐震化等	・ 「中野市地域防災計画」において定められた防災拠点施設等について、耐震化をはじめとする安定的な機能確保が求められます。	・ 「中野市耐震改修促進計画」等の推進により、耐震化・長寿命化を図り、防災拠点施設等の安定的な活用につなげていきます。	都市計画課
3-4 即時一斉広報の滞り	防災行政無線の適切な維持管理	・ 大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないように、日頃からの適切な維持管理が必要です。	・ 防災行政無線の適切な維持管理を図ります。	危機管理課
3-5 多様かつ双方向の情報提供量低下	通信ネットワークの安全確保	・ N T T 等による、有線・無線の通信ネットワークが市内各域に行き渡っています。 ・ 情報発信や、市民との双方向のやりとりなど、ネットワーク通信	・ 有線、無線の通信ネットワーク環境の維持、災害時の迅速な復旧等について、事業者等の活動を促進していきます。 ・ テレビ・ラジオ、県広	危機管理課 政策情報課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<p>は日常生活にも根ざした重要なインフラとなっており、その安定確保は災害に関わらず求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ、ラジオ、県の防災情報等、多様な情報へのアクセス・連携もまた大切です。 	<p>報等、多様な情報提供機能の安定提供を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 音声告知放送並びにCATVサービスを安定提供するために老朽化している伝送路設備の適切な維持管理を行います。 	
<p>3-6 廃棄物増大・ 衛生環境悪化</p>	<p>廃棄物処理の 円滑な対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後の廃棄物の大量発生、処理施設の停止等により、廃棄物処理が滞り、復旧が遅延する可能性があります。 ・ 災害廃棄物の処理が長期化することにより、復旧に期間を要する可能性があります。 ・ 生ごみ等の処理に時間がかかる場合、衛生環境の悪化につながる可能性もあります。 ・ 被災規模によるものの、廃棄物仮置き場の確保については、処理をスムーズに行うため、20品目近い分別が必要となります。そのため、学校グラウンドなど広い空間が必要となるが、被災していない施設管理者は平常運営を望むため、仮置き場としての利用が難しくなるなど課題も見られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「中野市地域防災計画」等を踏まえ、廃棄物処理等の円滑な対応を図ります。 ・ 災害発生時の廃棄物の処理を迅速に行うため、「中野市災害廃棄物処理計画」（仮称）を策定します。 	<p>環境課</p>

4. 動線・流れの確保 ～ 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

いわゆるライフラインの確保は、耐震化や更新などを行うなかでも、被災時にはいつでもどこでトラブルが起きるかによって、被害やその後の混乱の拡大につながりかねない懸念をはらんでいます。水、エネルギー、交通、通信など、それぞれの特性に応じた安定確保策及び復旧対応策などを確保しつつ、地域の動脈であるライフラインの安定維持につなげていく必要があります。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。



<リスク想定> (起きてはならない最悪の事態)	<取り組むべき事項>
4-1 上水道供給や下水道処理の停止・停電	水やエネルギーの安定供給
4-2 避難生活等の不安定化	備蓄物資等の確保・災害時の円滑な供給
4-3 コミュニティの孤立・移動困難	公共交通網の災害耐性向上 道路ネットワークの安定確保
4-4 エネルギー関連施設の機能停止	バイオマスエネルギーの推進

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
4-1 上水道供給や 下水道処理の 停止・停電	水やエネルギーの安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・水道や電気など、地域に張りめぐらされたインフラ網も、市民生活を支え災害時には迅速な安定確保が求められます。 ・「中野市公共下水道総合地震対策計画」や「中野市下水道ストックマネジメント計画」、「中野市下水道耐水化計画」（仮称）、「中野市農業集落排水事業最適整備構想」（仮称）に基づき、下水道施設や下水道終末処理場、排水処理施設、農業集落排水施設などの統廃合、耐震化、耐水化及び長寿命化を進めていく必要があります。 ・「中野市下水道事業業務継続計画（下水道BCP）」を令和2年度に策定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の安定確保、災害時の迅速な復旧に努めます。 ・電力ネットワークの安定確保について、事業者活動を促進していきます。 ・長寿命化事業及び耐震診断の結果等により、必要な上下水道施設などの補修、改修または耐震化、耐水化などを進め、災害に強いインフラの確保と円滑な復旧・業務継続等を図ります。 ・大規模停電に備え、平時から電力会社との関係を強化します。 	上下水道課
4-2 避難生活等の 不安定化	備蓄物資等の確保・災害時の円滑な供給	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による経済・生活機能の低下、ライフラインの停止等により、食料や生活用品等が不足する可能性があります。 ・被災後、市外からの支援に関わる人員や物資の流入が想定され、それらの適切な受入れ（受援体制確保）ができない場合、市民への支援が遅延する事態が想定されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長野県市町村災害時相互応援協定」等に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立を進めます。 ・「中野市受援計画」の更新を適時行います。 ・避難所の環境を整備するため、災害時要配慮者に配慮した物資の備蓄も進めます。 ・民間事業者等も含め、平時から多様な支援・ 	危機管理課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<ul style="list-style-type: none"> 市内の自主防災組織や、近隣コミュニティ等における助け合い、支え合い、「共助」の考え方にに基づき、地域防災力の向上へとつなげていく必要があります。 	<p>応援の協定等、ルールづくりに努め、協働による対応を円滑に進めるよう努めます。</p>	
4-3 コミュニティの孤立・移動困難	公共交通網の災害耐性向上	<ul style="list-style-type: none"> 人や物資のスムーズな移動、供給が損なわれると、被災時の市外からの人やモノの供給遅れ、避難や復旧活動等の円滑な対応が困難になる可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道、バス事業者等と災害時を想定した情報の共有化を図るとともに、広域や長野県等との連携により、情報共有の強化を図ります。 	政策情報課
	道路ネットワークの安定確保	<ul style="list-style-type: none"> 市内の道路ネットワークが寸断することにより、中山間部等の代替路線が限られた地域を中心に、孤立する集落等が発生する可能性があります。 地震や大雪により発生した土砂や雪の仮置き場の不足により、復旧等が遅延する可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における道路交通ネットワーク機能の維持に資する道路環境の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。 方針等を作成した上で、土砂や雪の仮置き場の確保を進めます。 	道路河川課
4-4 エネルギー関連施設の機能停止	バイオマスエネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスエネルギーを推進することで、温室効果ガスの排出量を削減し地球温暖化の影響による災害を防止します。 エネルギー自給率を高めることで化石燃料に頼らないエネルギー自立地域を確立する。また、災害時のエネルギー確保による防災力の強化など、災害に強いまちづくりをします。 	<ul style="list-style-type: none"> 未利用の農業廃棄物を使ったバイオマス発電など、再生可能エネルギーの創出と循環型社会の形成を推進します。 	農政課

5. 復旧・継続の支援 ～ 流通・経済活動を停滞させないこと

被災後の対応手法や内容は、その後の復旧・復興に大きな影響を与えるものであり、日常の生活を取り戻すためには、さまざまな視点に基づく復旧や生活・事業等の継続に向けた準備が求められます。安全・衛生面の確保、二次被害の防止、まちづくりの意志決定など、段階を追った取組が必要です。

こうした観点を背景に、次のような想定、取組を位置づけます。

<テーマ>	<目的・ねらい>
復旧・継続の支援	流通・経済活動等を 停滞させないこと

<リスク想定> (起きてはならない最悪の事態)	<取り組むべき事項>
5-1 危険箇所の発生・情報提供の遅れ	土砂災害等の防止
5-2 農地森林等の崩壊	農地・森林等の安全性確保
5-3 危険物の流出・火災等	危険物取扱の安全確保
5-4 デマや風評被害の発生	観光や地域農産物に対する風評被害の抑制
5-5 避難生活環境の悪化	避難所等における環境の向上
5-6 要配慮者の避難所等における生活環境の悪化	要配慮者への対応
5-7 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の損壊等によるリスクの軽減
5-8 農地・森林等の荒廃	農地の荒廃の抑制 森林等の荒廃の抑制
5-9 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進
5-10 投票所等・避難所双方の運営の混乱	災害時の選挙執行
5-11 その他	多様な強靱化

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
5-1 危険箇所の発生・情報提供の遅れ	土砂災害等の防止	・大規模災害が発生した場合には、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害が発生する可能性があります。また、地震発生後は地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生する可能性があり、土砂災害警戒情報等、県との連携を踏まえ、対応していく必要があります。	・耐震化対策の必要があるため池等について、国、県の補助制度等を活用し、ため池の耐震補強を進めます。 ・施設の保全については、管理団体との連携を図っていきます。	農政課
5-2 農地森林等の崩壊	農地・森林等の安全性確保	・農地・森林等の保水率低下による浸水被害の低減や、農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業用施設等の保全活動や森林整備の推進が必要です。	・遊休荒廃農地を解消するため、必要な財政支援、情報提供などを通じて総合的に支援します。 ・「中野市森林整備計画書」等に基づく間伐・保育等の事業を継続して実施し、森林の多面的機能の維持・増進に取り組みます。	農政課
5-3 危険物の流出 ・火災等	危険物取扱の安全確保	・石油類やガス等、危険物の貯蔵施設や設備の倒壊等による大規模な流出を予防するため、施設・設備の安全性の確保、保安体制の強化が必要です。	・ホームタンクの管理者に設置基準を周知し、安全性を確保します。	消防課
5-4 デマや風評被害の発生	観光や地域農産物に対する風評被害の抑制	・県や関連団体等と連携し、ホームページ等を通じて災害に関する状況の正確な発信など、風評被害の防止が求められます。また、実際	・復旧・復興に関わる正しく有益な情報を円滑に提供できるよう、市公式ホームページ等情報媒体の活用充実を図ります。	売れる農業推進室 営業推進課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応も必要です。		
5-5 避難生活環境の悪化	避難所等における環境の向上	・避難所におけるより良い生活環境確保のため、日用生活品の備蓄や、被災者ニーズにあった環境整備が求められます。	・国や県等の基準を踏まえ、避難所等の適切な開設・運営を図ります。 ・備蓄品の拡充を図ります。 ・マンホールトイレを設置します。	危機管理課 上下水道課
5-6 要配慮者の避難所等における生活環境の悪化	要配慮者への対応	・福祉避難所の災害時における緊急・迅速な対応ができるよう、平常時からの基本的な取組や、災害時における支援・取組について確認する必要があります。	・「中野市福祉避難所開設・運営マニュアル」を関係団体等に周知し、福祉避難所の迅速かつ円滑な開設・運営を図ります。	福祉課 高齢者支援課
5-7 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の損壊等によるリスクの軽減	・市内のため池の損壊等による下流集落への影響を最小限に抑える必要があります。	・農業用ため池ハザードマップの作成、低水管理等の防災・減災対策を促進します。 ・ため池の耐震性点検を実施するなど、安全性の確認を行います。 ・ため池の耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、国や県の補助を活用しながら耐震化工事を検討・実施します。 ・市内ため池の洪水吐の能力不足、堤体の余裕不足等、豪雨対策が	農政課

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
			必要なため池について下流域への被害を未然に防止するため、国や県の補助を活用しながら計画的に改修を実施します。	
5-8 農地・森林等の荒廃	農地の荒廃の抑制	・農地等が持つ保水、地域資源の維持発展といった多様な機能を踏まえ、関連計画等に基づく適切な維持・管理を行う必要があります。	・農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保全管理を行うための活動組織の体制づくりを支援します。	農政課
	森林等の荒廃の抑制	・森林等が有する多面的な機能を高度に発揮させ、水源の涵養等、地域資源の維持発展といった機能を踏まえ、関連計画等に基づく適切な維持・管理を行う必要があります。	・森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、間伐を中心とした森林づくりを計画的に進めます。 ・森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進します。	農政課
5-9 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進	・市では限りある土地の有効活用、保全のために、土地の実態を正確に把握するため、平成28年度から「中野市地籍調査事業実施計画」に基づき、地籍調査に着手しており、今後も計画的に進めていく必要があります。	・災害後の円滑な復旧、復興のために、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進します。	道路河川課
5-10 投票所等・避難所双方の運営の混乱	災害時の選挙執行	・選挙の管理執行と災害対応が重なった際の対応について、危機管理関係部局等と連携が必	・選挙の管理執行における危機管理マニュアル等を定め、選挙事務の円滑・適正な執行の実	選挙管理委員会事務局

リスク想定	取り組むべき事項	現状の評価・分析 (脆弱性等の評価)	施策の推進方針	主な 該当課等
		<p>要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙の当日に投票所等を設置した施設に住民が避難する必要が生じた場合には、投票所等の区画と別の場所に避難させるなど、双方に混乱が生じないよう配慮が必要です。 ・ 選挙人名簿や投票用紙、投票箱の適切な管理及び投票の秘密保持など、選挙の公平確保に十分な留意が必要です。 	<p>現を図ります。</p>	
<p>5-11 その他</p>	<p>多様な強靱化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信ネットワークや媒体・端末等を活用し、安全かつ円滑、効果的に情報のやりとりを実施するため、地域におけるデジタル化のさらなる推進が課題となっており、「デジタル強靱化」として、地域の安定性や柔軟性に向けた活用策の充実を本市においてもめざしていく必要があります。 ・ 新型コロナウイルスをはじめとする感染症の対策についても、地域を挙げての取組が不可欠であり、保健、医療、衛生管理といった面からの強靱化も、地域の安全性や安定性に資する取組として、重視していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種まちづくり、教育、福祉などのさまざまな場面において、デジタルやAIなどの先進技術を活用し、より安全に生活、経済活動を行うことのできる環境づくりを推進します。 ・ 保健、医療等の関連部門の活動を通じ、衛生面における安全性向上、強靱化を推進します。 	<p>全課</p>

関連資料

1. アクションプラン（施策・事業の概要・目標）

第3章における、リスク想定ごとの取り組むべき事項、現状の評価・分析、施策の推進方針といった考え方にに基づき、具体的な施策・事業の方向性について、次のとおり位置づけます。

なお、ここに示す情報については、本計画の期間（5か年）を通じた取組のほか、毎年のローリングや時代情勢等を背景に、柔軟に改定・位置づけを行うものです。

< 1 いのちを守る > アクションプラン

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
1-1 公共施設の損壊・機能停止	市有施設の耐震化等	都市計画課 所管施設を有する各課	<ul style="list-style-type: none"> ・（都市計画課）「中野市耐震改修促進計画」等、関連計画の推進 ・（子育て課）「中野市幼児・児童施設個別施設計画（平成30年3月）」の見直し等、老朽化する公共施設の整備、計画的な施設管理 ・（保育課）「中野市保育所整備計画」の見直しによる計画的な施設整備の推進 ・（消防課）「中野市地域防災計画」に基づき、消防水利の維持管理及び整備を計画的に進めます。 ・（学校教育課）「中野市立小中学校長寿命化計画」の見直し等、老朽化する施設の整備及び維持管理 	
1-2 道路の損壊・交通ネットワークの寸断	道路等交通ネットワーク環境の整備	道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路ネットワークの点検、修繕等、適切な管理の推進 ・橋梁の点検、修繕等、適切な管理の推進 ・公共施設長寿命化による安定的、長期的な管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路ストック総点検及び修繕 1級、2級市道等 (147km) ・橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 【個別施設計画（橋梁）】長寿命化修繕工事数 (平成23年度) 20橋 ↓ (～令和5年度) 40橋 ・橋梁の定期点検 (平成26年度～) 203橋 ↓ (～令和5年度) 2巡目実施

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
1-3 市街地の損壊・機能停止	市街地環境の充実	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市都市計画マスタープラン」等の適切な運用による、良質な市街地環境の確保 	
1-4 住宅等の損壊	住宅や民間建築物の耐震化等	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市耐震改修促進計画」等、関連計画の推進 「中野市空家等対策計画」などに関連する事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市耐震改修促進計画」等の関連計画の推進 一般住宅の耐震化率 (平成30年度) 78.8% ↓ (令和7年度) 90.0%
	公営住宅の長寿命化等	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市公営住宅等長寿命化計画」による市営住宅の更新 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した市営住宅の更新 (東山第1団地)
1-5 河川の増水・堤防決壊・浸水	治水対策の推進	道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> 「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の推進 市内河川に係る河川愛護活動の推進 千曲川を除く市内河川の水辺環境の安全確保 	
1-6 土砂崩れ・交通網寸断	土砂災害対策の推進	農政課 道路河川課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> (農政課) 森林・農地等の適切な維持管理の促進 (道路河川課) 幹線道路危険箇所点検の実施 (都市計画課) 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (道路河川課) 幹線道路危険箇所点検 11路線(年1回) (都市計画課) 変動予測調査 41箇所
1-7 避難遅延や社会的混乱	防災意識の高揚	危機管理課 福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (危機管理課) 「地区防災マップ」の作成 (福祉課) 「災害時支え合いマップ」の作成 (福祉課) 避難行動要支援者の個別計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> (危機管理課) 「地区防災マップ」の作成(76区) (福祉課) 「災害時支え合いマップ」の作成(76区)
	市民やコミュニティにおける防災力の強化	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等による情報提供の充実 自主防災組織の設立、活動促進 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の組織率: 55% (~令和6年度)

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
1-8 防災への無関心・災害時の混乱	防災学習の推進	危機管理課 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・（学校教育課）各学校で作成している防災計画等に沿った避難訓練等の実施 ・（生涯学習課）「中野まなびい塾 もしものときに備えて」の開催・連携による防災学習の充実 	
1-9 状況確認や避難行動等の遅れ	情報通信機能の安定確保	庶務課 危機管理課 政策情報課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・（政策情報課）音声告知放送並びにCATVサービスを安定提供するため、老朽化している伝送路設備の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・（政策情報課）中野市すぐメール登録者数5,000件（～令和6年度） ・（政策情報課）伝送路設備の稼働率99.5%以上
1-10 避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れ	避難行動等に関する意識啓発	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や出前講座等、多様な機会・媒体を通じた、避難行動等に関する周知 ・ 「マイ・タイムライン」の周知、及び市民による作成促進 	
	情報の共有・連携・活用	危機管理課 福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・（福祉課、高齢者支援課）全地区での「災害時支え合いマップ」の作成・活用 ・（福祉課、高齢者支援課）避難行動要支援者の個別計画の作成 	
	各種計画の策定・活用	危機管理課 健康づくり課 福祉課 社会就労センター 高齢者支援課 子育て課	<ul style="list-style-type: none"> ・（危機管理課）実効性の高い避難訓練の実施や、防災を常に意識した災害への備えの機運づくり ・（健康づくり課）入院設備のある医療機関について、避難確保計画に基づく避難訓練の実施依頼 ・（社会就労センター）避難行動の円滑かつ迅速な確保に向けた、避難確保計画に基づく訓練の実施、必要に応じた計画の見直し ・（高齢者支援課）避難確保計画の見直しと実効性の高 	<ul style="list-style-type: none"> ・（高齢者支援課）避難確保計画の見直し（年1回）と避難訓練の実施

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
		保育課 学校教育課	い避難訓練の実施推進 ・（子育て課）避難確保計画の見直しと実効性の高い避難訓練の実施 ・（保育課）「中野市保育所保全計画」の運用・適切な見直しによる、実効性の高い避難訓練の実施 ・（学校教育課）避難確保計画に沿った避難訓練の実施	
	要配慮者等へのきめ細かな対応	福祉課	・文字情報表示機能付き戸別受信機の普及・設置推進	・文字情報表示機能付き戸別受信機の設置（聴覚障害者手帳2級所持者以上の全員宅）

< 2 円滑・迅速な支援 > アクションプラン

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
2-1 被災箇所へのアクセス不能	危険箇所等の点検・対応	道路河川課	・ 幹線道路危険箇所の定期的な点検実施	・ 幹線道路危険箇所点検 11路線（年1回）
2-2 行動・活動の遅れ	避難・救助・救援等の対策	危機管理課 文化スポーツ振興課 上下水道課	・ （危機管理課）避難所等、防災拠点における設備、備品等の計画的な確保、管理	
2-3 行動の遅れ・孤立	地域に根ざした防災体制づくり	危機管理課 消防課	・ （危機管理課）民間と行政の防災組織、活動等の円滑な連携充実 ・ （消防課）消防団や市消防等の連携充実	
2-4 状況把握の遅れ	市民との円滑な情報伝達	庶務課 危機管理課	・ （危機管理課）想定されるニーズを踏まえた食料や資機材等の備蓄、災害時における物資供給の協定締結	・ （危機管理課）新たな協定の締結 10者以上 （～令和7年度）
2-5 医療継続困難	医療救護に関する支援体制づくり	健康づくり課	・ 「中野市地域防災計画」を踏まえた医療施設等との連携 ・ 高度医療の継続提供等、医療機関が持続的に活動を展開できるための支援	
2-6 保健衛生、予衛環境の悪化	保健衛生、予防活動の実施	健康づくり課 環境課	・ （健康づくり課）平常時より感染症予防対策としてのマスク、消毒薬等の備蓄品の一定量確保 ・ （健康づくり課）災害発生時における、専門職による健康調査、衛生指導等の実施、感染症予防活動の速やかな実施	
2-7 救助・救急活動等の不足	消防団等による救助・救急活動等の不足	消防課	・ 消防団員の確保、民間との協力体制の充実 ・ 消防関係機関との連携 ・ 組合消防の充実強化	

＜3 指令・情報システムの確保＞ アクションプラン

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
3-1 支援活動の遅れ	交通ネットワークの安全確保	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や公安委員会との連携による、地域安全・交通安全等の確保 ・主要交差点の安全確保 	
3-2 業務継続困難 ・復旧の遅れ	行政機能、災害対策本部機能の確保	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市業務継続計画（BCP）」の運用及び必要に応じた見直し推進 	
3-3 災害対策全般の遅れ	防災拠点施設の耐震化等	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」等の推進による、耐震化・長寿命化、防災拠点施設としての安定的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市耐震改修促進計画」等の関連計画の推進 ・多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の耐震化 (令和2年) 95.7% ↓ (令和7年) 100.0%
3-4 即時一斉広報の滞り	防災行政無線の適切な維持管理	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の適切な維持管理 	
3-5 多様かつ双方向の情報提供量低下	通信ネットワークの安全確保	危機管理課 政策情報課	<ul style="list-style-type: none"> ・（政策情報課）通信ネットワーク安定確保に関わる民間事業者活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・（政策情報課）中野市すぐメール登録者数5,000件（～令和6年度） ・（政策情報課）伝送路設備の稼働率99.5%以上
3-6 廃棄物増大・衛生環境悪化	廃棄物処理の円滑な対応	環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・「中野市災害廃棄物処理計画」（仮称）の策定等による廃棄物処理等の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定（～令和3年度）

< 4 動線・流れの確保> アクションプラン

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
4-1 上水道供給や 下水道処理の 停止・停電	水やエネルギーの安定供給	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種ライフラインの耐震化等、対応推進 ・効率的な汚水処理のための下水道処理施設統廃合事業 ・「中野市下水道ストックマネジメント計画」に基づく下水道施設の長寿命化 ・「中野市公共下水道総合地震対策計画」に基づく下水道施設の耐震化 ・「中野市下水道耐水化計画」（仮称）（令和3年度作成予定）に基づく下水道施設の耐水化 ・「中野市農業集落排水事業最適整備構想」（仮称）に基づく農業集落排水施設の長寿命化 ・「中野市下水道事業 業務継続計画」（下水道BCP）に基づく、被災時における下水道業務の円滑な復旧・事業継続及びより効果的な計画に向けたPDCAサイクルによる見直し ・「中野市水道ビジョン（改訂版）」に基づく、水道施設及び管路の耐震化 ・電力会社等、民間企業との平時からの連携充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・草間処理区を高丘処理区へ統合（～令和3年度） ・日野処理区を中野処理区へ統合（～令和4年度） ・延徳処理区を中野処理区へ統合（～令和5年度） ・中野浄化管理センター（水処理施設の一部ほか）の長寿命化（～令和7年度） ・大口径（φ700mm以上）の幹線管路及びマンホールトイレ設置予定箇所の排水管路の耐震化 ・中野浄化管理センター（水処理施設の一部ほか）の耐震化（～令和7年度） ・中野、高丘浄化管理センターの耐水化
4-2 避難生活等の不安定化	備蓄物資等の確保・災害時の円滑な供給	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・応援体制や受援体制等、避難支援における物資供給等の円滑な実施につながる体制の確保 ・災害時要配慮者への配慮や、地域の防災組織、民間事業者との連携など、きめ細かい連携・支援体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用食料（アルファ化米、缶入りパン、レトルト食品（おかず））6,300食（人口の5%の3食分）以上の継続確保

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
4-3 コミュニティの孤立・移動困難	公共交通網の災害耐性向上	政策情報課	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関・事業者との平時からの情報共有化、連携 県や広域での連携 	
	道路ネットワークの安定確保	道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの計画的な充実、維持管理 代替路線等、ネットワーク性の可能な限りの確保 土砂や雪などの仮置き場の確保想定及び確保に関わるガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> 道路ストック総点検及び修繕 1級、2級市道等（147km） 橋梁の長寿命化計画に基づく修繕 【個別施設計画（橋梁）】長寿命化修繕工事数 （平成23年度） 20橋 ↓ （～令和5年度） 40橋 橋梁の定期点検 （平成26年度～） 203橋 ↓ （～令和5年度） 2巡目実施
4-4 エネルギー関連施設の機能停止	バイオマスエネルギーの推進	農政課	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス発電等、地域の実情を踏まえた、小規模であっても着実な電力源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスエネルギー事業者 （平成30年度） 0者 ↓ （～令和6年度） 2者

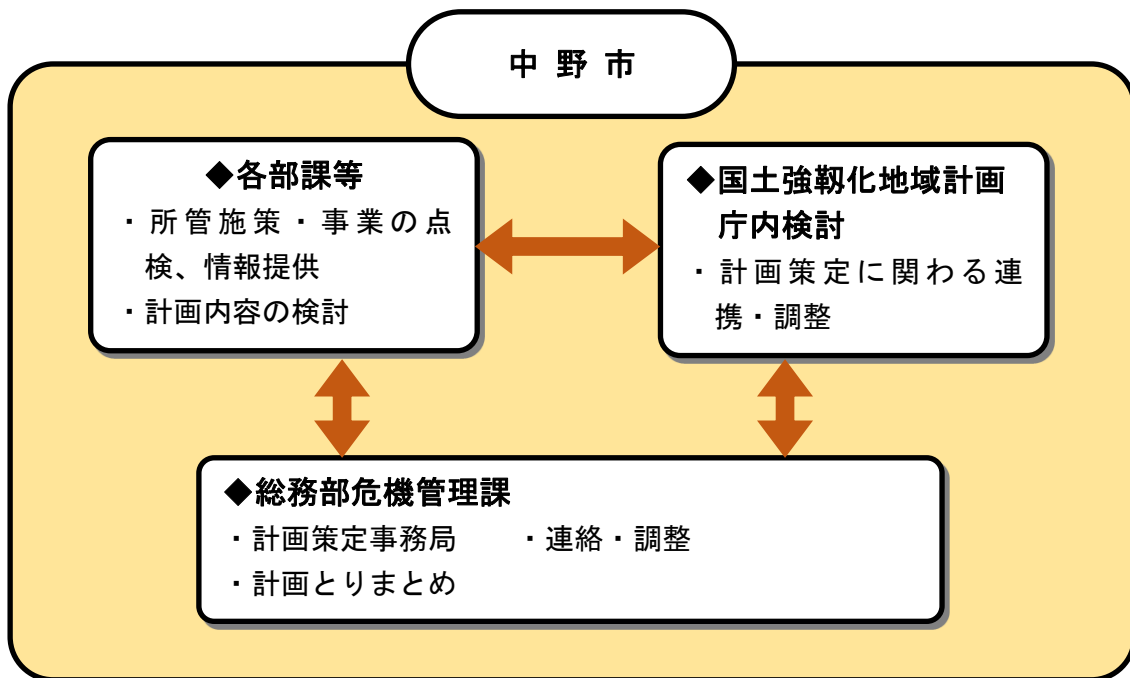
< 5 復旧・継続の支援 > アクションプラン

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
5-1 危険箇所の発生・情報提供の遅れ	土砂災害等の防止	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の適切な把握、管理 ため池の耐震補強 	
5-2 農地森林等の崩壊	農地・森林等の安全性確保	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 遊休荒廃農地の活用、適切な管理に向けた財政支援や情報提供等、農業振興策等の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 遊休荒廃農地面積 (平成30年度) 536ha ↓ (～令和6年度) 531ha
5-3 危険物の流出・火災等	危険物取扱の安全確保	消防課	<ul style="list-style-type: none"> ホームタンク管理者への安全管理の促進、周知 	
5-4 デマや風評被害の発生	観光や地域農産物に対する風評被害の抑制	売れる農業推進室 営業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ等の情報媒体の適切な運用、活用充実 	<ul style="list-style-type: none"> 中野市関連SNSフォロワー数 (Facebook, Twitter, Instagram) 7,000件 (～令和6年度)
5-5 避難生活環境の悪化	避難所等における環境の向上	危機管理課 上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> (危機管理課) 各種基準等を踏まえた、避難所等の適切な開設、運営 (危機管理課) 避難所施設・設備や備蓄品等、適切な避難生活環境に係る支援充実 (上下水道課) 指定避難場所である南宮中学校及び中野平中学校へのマンホールトイレの設置 	<ul style="list-style-type: none"> (上下水道課) マンホールトイレ数 (令和2年度) 0基 ↓ (～令和7年度) 20基
5-6 要配慮者の避難所等における生活環境の悪化	要配慮者への対応	福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市福祉避難所開設・運営マニュアル」の必要に応じた見直し 同マニュアルに基づく福祉避難所の迅速かつ円滑な開設・運営 	

リスク想定	取り組むべき事項	主な該当課等	関連施策・事業	数値目標・KPI
5-7 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	ため池の損壊等によるリスクの軽減	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 農業用ため池ハザードマップの作成 低水管理等、防災・減災対策の促進 ため池の耐震性点検実施 国、県の補助活用に基づくため池の計画的な耐震化、改修実施 	
5-8 農地・森林等の荒廃	農地の荒廃の抑制	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 農地の有効活用に向けた個人や組織による営農振興策の推進 	
	森林等の荒廃の抑制	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市森林整備計画書」等に基づく森林、山林の計画的な維持管理 	
5-9 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進	道路河川課	<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「中野市第7次国土調査事業十箇年計画」調査対象面積に対する進捗率 (令和2年度) 0.88% ↓ (～令和7年度) 2.24%
5-10 投票所等・避難所双方の運営の混乱	災害時の選挙執行	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 選挙の管理執行に関わる危機管理マニュアルの作成及び選挙事務に円滑・適切な執行 	
5-11 その他	多様な強靱化	全課	<ul style="list-style-type: none"> 各分野におけるデジタル化の推進、効率性や安全性の向上 保健衛生管理や医療との連携による、安全性の向上 	

2. 策定体制等

■ 策定体制



■ 策定経過

	内 容
令和2年 8月	◇庁内連絡会議（第1回） ・ 国土強靱化計画について ・ 各課への情報提供依頼、記入様式説明 など
10月～	◇庁内連絡会議（第2回）（資料配付） ・ 記入様式を通じた各課との情報共有・連携 ・ 計画素案の検討 ・ 計画案の作成
令和3年 1月	◇庁内連絡会議（第3回）（資料配付） ・ 計画案の最終検討
2月	・ パブリックコメント
3月	・ 計画の決定

3. (参考) 第2期 中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

本市の最上位計画である「第2次中野市総合計画」のもとで、戦略的なまちづくりや事業推進をめざすために策定している「第2期中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月）の概要は次のとおりです。

■ 4つの基本目標

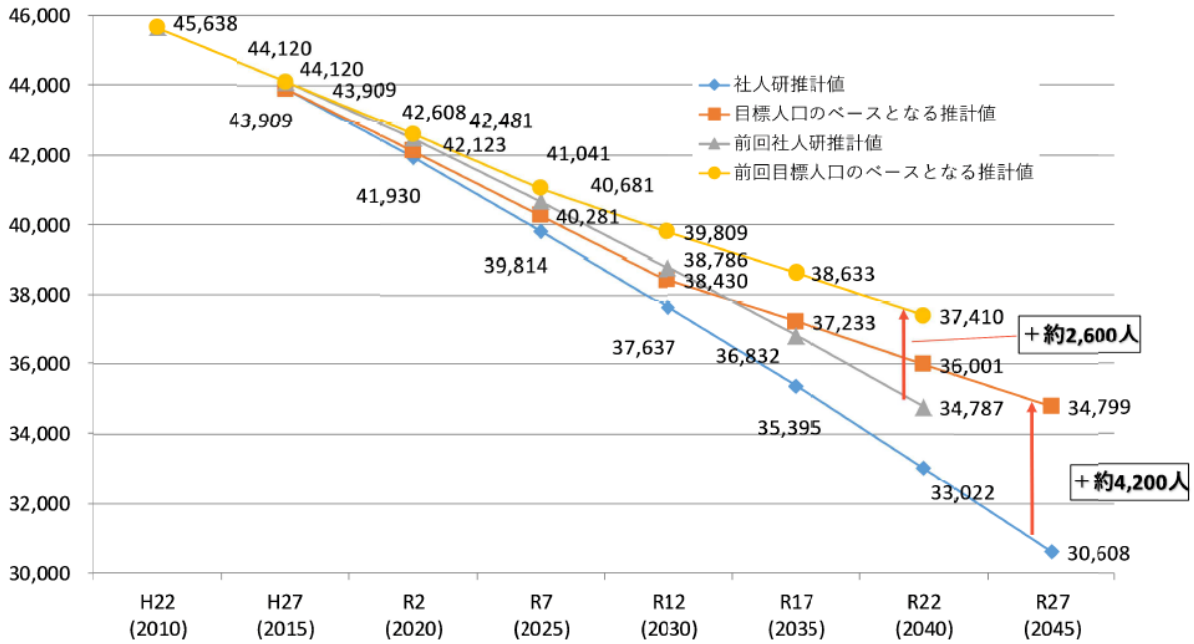
～ 住みよさで選ばれるまちへ ～	
基本目標1	子育て子育て安心戦略 ～自然減の抑制～
基本目標2	「故郷」のふるさとに住まう人口定着戦略 ～社会増への転換～
基本目標3	雇用創出と「信州なかの」ブランドをいかした産業振興戦略 ～労働と基幹産業の安定～
基本目標4	確かな暮らし実現戦略 ～安心安全・健康長寿のまちづくり～

■ 第2期戦略における新たな視点

- ◇ 地域や地域の人たちと多様な形で関わりを持つ「関係人口」の創出・拡大
- ◇ 企業や個人による寄付・投資等
- ◇ Society 5.0の実現に向けた技術の活用
- ◇ SDGsを原動力とした取組
- ◇ 人材の掘り起こしや育成、活躍を支援
- ◇ 地域づくりを担うNPO等の組織や企業と連携
- ◇ 女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが活躍できる地域社会
- ◇ 地域経営の視点で取り組む

■ 人口ビジョン

令和27年（2045）年目標人口の推計結果



年	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
出生率	1.58	1.60	1.70	1.80	1.95	2.07	2.07
社会動態	-	-	-	±0	±0	±0	±0

令和27年（2045）年目標人口の推計結果

目標人口のベースとなる推計値と社人研推計値との比較

年	H27		R2		R7		R12		R17		R22		R27	
	人口	差異	人口	差異	人口	差異	人口	差異	人口	差異	人口	差異	人口	差異
男														
総数	21,243	0	20,404	98	19,545	236	18,678	402	18,100	892	17,508	1,447	16,938	2,016
0～14歳	2,949	0	2,757	98	2,599	236	2,539	402	2,509	581	2,578	811	2,649	1,036
15～34歳	3,900	0	3,561	0	3,350	0	3,073	0	2,994	231	3,025	557	3,260	1,050
35～49歳	4,276	0	3,981	0	3,446	0	3,082	0	2,921	18	2,727	-39	2,314	-266
50～64歳	4,457	0	4,151	0	4,186	0	4,077	0	3,792	-9	3,292	-1	2,983	31
65～74歳	2,999	0	3,187	0	2,764	1	2,531	0	2,513	27	2,589	21	2,490	10
75～歳	2,622	0	2,767	-1	3,201	1	3,375	1	3,370	46	3,296	99	3,243	155
女														
総数	22,666	0	21,719	93	20,736	227	19,752	386	19,133	941	18,493	1,532	17,860	2,172
0～14歳	2,821	0	2,626	93	2,522	226	2,440	387	2,404	551	2,451	752	2,519	969
15～34歳	3,869	0	3,475	1	3,148	1	2,891	0	2,919	322	2,986	676	3,156	1,058
35～49歳	4,207	0	3,806	1	3,230	1	2,759	0	2,560	56	2,403	81	2,157	42
50～64歳	4,487	0	4,254	0	4,206	1	4,076	0	3,677	-22	3,126	-17	2,710	25
65～74歳	3,176	0	3,271	0	2,956	0	2,742	0	2,685	17	2,730	12	2,578	-7
75～歳	4,106	0	4,286	0	4,674	0	4,844	0	4,888	19	4,798	27	4,741	85
男女計														
総数	43,909	0	42,123	191	40,281	462	38,430	789	37,233	1,833	36,001	2,979	34,799	4,189
0～14歳	5,770	0	5,383	191	5,122	463	4,979	789	4,914	1,132	5,028	1,562	5,168	2,005
15～34歳	7,769	0	7,036	0	6,497	0	5,965	2	5,913	551	6,012	1,234	6,416	2,108
35～49歳	8,483	0	7,787	0	6,676	0	5,841	0	5,481	74	5,130	42	4,470	-228
50～64歳	8,944	0	8,406	1	8,392	1	8,153	0	7,470	-31	6,418	-18	5,693	57
65～74歳	6,175	0	6,458	0	5,720	0	5,273	-1	5,198	43	5,319	33	5,068	3
75～歳	6,768	0	7,053	0	7,874	0	8,220	1	8,257	64	8,094	126	7,984	240

- ・ 将来推計について、合計特殊出生率を国の目標値を達成し、社会動態をプラスマイナス0（ゼロ）を達成し、推移すると仮定した場合、令和27（2045）年の将来人口は34,799人となり、社人研の推計人口30,608人を約4,200人上回る人口推計となります。
- ・ 今後も人口減少が進む見通しですが、出生率改善による自然動態改善、社会流入の増加や社会流出の抑制による社会動態改善によって、人口減少を抑制していきます。

4. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画の施策・事業推進の前提となる「起きてはならない最悪の事態」については、本市で起こりうる災害や地勢条件等を踏まえ、第2期長野県強靱化計画に掲げる32項目を15項目に整理した。

【長野県強靱化計画】		【中野市国土強靱化地域計画】	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	事前に備えるべき目標	施策項目 (起きてはならない最悪の事態)
1 人命の保護が最大限図られること	○住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	1 いのちを守る ↓ 人命の保護が最大限図られること	i ●市有施設の耐震化等 (公共施設の損壊・機能停止) ●道路等交通ネットワーク環境の整備 (道路の損壊・交通ネットワークの寸断) ●市街地環境の充実 (市街地の損壊・機能停止)
	○多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生		ii ●住宅や民間建築物の耐震化等 ●公営住宅の長寿命化等 (住宅等の損壊) ●治水対策の推進 (河川の増水・堤防決壊・浸水) ●土砂災害対策の推進 (土砂崩れ・交通網寸断)
	○豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水		iii ●防災意識の高揚 ●市民やコミュニティにおける防災力の強化 (避難遅延や社会的混乱)
	○土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生		iv ●防災学習の推進 (防災への無関心・災害時の混乱)
	○火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生		v ●情報通信機能の安定確保 (状況確認や避難行動等の遅れ)
	○避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生		

【長野県強靱化計画】	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	○長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	○警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
	○救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	○医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	○被災における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	○信号機の停止等による交通事故の多発
	○県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下
	○停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	○テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	○電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	○上水道等の長期間にわたる供給停止
	○汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	○地域交通ネットワークが分断する事態

【中野市国土強靱化地域計画】	
事前に備えるべき目標	施策項目 (起きてはならない最悪の事態)
2 円滑・迅速な支援 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	i ●危険箇所等の点検・対応（被災箇所へのアクセス不能） ●避難・救助・救援等の対策（行動・活動の遅れ） ●地域に根ざした防災体制づくり（行動の遅れ・孤立） ●市民との円滑な情報伝達（状況把握の遅れ） ●医療救護に関する支援体制づくり（医療継続困難）
	ii ●保健衛生、予防活動の実施（衛生環境の悪化） ●消防団等による救助・救急活動等の不足（救助・救急活動等の不足）
3 指令・情報システム 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	i ●交通ネットワークの安全確保（支援活動の遅れ）
	ii ●行政機能、災害対策本部機能の確保（業務継続困難・復旧の遅れ） ●防災拠点施設の耐震化等（災害対策全般の遅れ） ●防災行政無線の適切な維持管理（即時一斉広報の滞り） ●通信ネットワークの安全確保（多様かつ双方向の情報提供量低下） ●廃棄物処理の円滑な対応（廃棄物増大・衛生環境悪化）
4 動線・流れの確保 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	i ●水やエネルギーの安定供給（上水道供給や下水道処理の停止・停電） ●備蓄物資等の確保・災害時の円滑な供給（避難生活等の不安定化） ●公共交通網の災害耐性向上 ●道路ネットワークの安定確保（コミュニティの孤立・移動困難） ●バイオマスエネルギーの推進（エネルギー関連施設の機能停止）

【長野県強靱化計画】	
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
5 流通・経済活動を 停滞させないこと	○サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	○高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	○食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を 発生させないこと	○土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	○ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	○有害物質の大規模拡散・流出
	○農地・森林等の荒廃
	○観光や地域農産物に対する風評被害
	○避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の生活が迅速に 戻ることを 継続し、	○大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	○倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	○地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【中野市国土強靱化地域計画】		
事前に備えるべき目標	施策項目 (起きてはならない最悪の事態)	
5 復旧・継続の支援 と 流通・経済活動を停滞させないこと	i	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害等の防止 (危険箇所の発生・情報提供の遅れ) ●農地・森林等の安全性確保 (農地森林等の崩壊) ●危険物取扱の安全確保 (危険物の流出・火災等)
	ii	<ul style="list-style-type: none"> ●観光や地域農産物に対する風評被害の抑制 (デマや風評被害の発生) ●避難所等における環境の向上 (避難生活環境の悪化) ●要配慮者への対応 (要配慮者の避難所等における生活環境の悪化) ●ため池の損壊等によるリスクの軽減 (ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次被害の発生)
	iii	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の荒廃の抑制 ●森林等の荒廃の抑制 (農地・森林等の荒廃) ●地籍調査の推進 (倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態)
	iv	●災害時の選挙執行 (投票所等・避難所双方の運営の混乱)
	v	●多様な強靱化 (その他)

中野市国土強靱化地域計画

令和3年3月

中野市

<編集：中野市総務部危機管理課>